

呑龍馬門こどもクラブ運営規程

学校法人 呑龍愛育会

呑龍馬門こどもクラブ

呑龍馬門こどもクラブ運営規定

第1条 事業の目的

本事業は、学校法人呑龍愛育会が設置する呑龍馬門こどもクラブにおいて、児童福祉法第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を適正に運営することを目的としています。人員配置や管理運営に関する事項を定めることで、事業所を利用する児童が心身ともに健やかに育成されることを目指します。

第2条 運営の方針

事業所では、小学校に通う児童のうち、保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、家庭や地域と連携しながら、発達段階に応じた主体的な遊びや生活を支援します。児童の自主性・社会性・創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、健全な育成を促進します。

また、地域や関係機関との密接な連携を重視し、差別のない支援を提供するとともに、支援の質の向上に努めます。児童福祉法や佐野市の条例など、関係法令を遵守して事業を実施します。

第3条 事業所の名称および所在地

本事業を実施する事業所の名称は「呑龍馬門こどもクラブ」、所在地は栃木県佐野市馬門町957です。

第4条 職員の配置と職務内容

事業所には、放課後児童支援員を2名、補助員を1名配置します。支援員は児童への支援、保護者との連絡調整、設備・備品の安全管理を担当し、補助員は支援員の補助を行います。

第5条 開所日および開所時間

原則として月曜日から土曜日を開所日とし、年間250日以上開所します。

開所時間は以下の通りです。

- 授業日：午後2時～午後6時30分（届け出により午後7時まで延長可）
- 土曜日：午前7時30分～午後6時30分（届け出により午後7時まで延長可）
- 長期休業日：午前7時30分～午後6時30分（届け出により午後7時分まで延長可）

開所日は、日曜日、祝日、8月13日～16日、年末年始（12月29日～1月3日）、法人行事のある土曜日、災害・事故・感染症発生時などです。必要に応じて臨時の開閉所や場所変更を行い、事前に保護者へ周知します。

第6条 支援内容

開所時間内に児童への支援を提供します。界小学校、植野小学校の送迎も行います（下校時刻が16時までの場合）。長期休業日や土曜日には給食を提供します。

第7条 利用者負担費用

保育料は月額12,000円です。長期休業日には追加保育料が発生します

送迎費は月額2,000円、臨時送迎は1回300円です。昼食費は1回400円です。延長保育は30分200円です。

教材費やプログラム参加費は実費負担です。

費用については事前に保護者へ説明し、同意を得た上で、領収証を交付します。納入は口座振替または指定方法により行います。

第8条 利用定員

定員は原則として44名です。

第9条 事業実施地域

佐野市立界小学校、佐野市立植野小学校の区域を対象とします。

第10条 利用時の留意事項

保護者は、欠席時の連絡、下校時刻の届け出、感染症発生時の対応、利用日・給食申込の締切遵守、延長保育の届け出、就労・家庭状況の変更、退所・休所の届け出（前月10日まで）などに留意する必要があります。

第11条 緊急時の対応

児童の体調急変時は保護者や医療機関へ連絡し、必要な措置を講じます。事故発生時は関係者へ連絡し、原因解明と再発防止に努めます。賠償が必要な場合は速やかに対応します。

第12条 非常災害対策

消火器や非常口などの設備を整え、災害対策計画を立て、避難・消火訓練を定期的に行います。

第13条 苦情対応

苦情受付窓口を設置し、内容を記録します。市からの指導・助言には従い、必要な改善を行います。運営適正化委員会の調査には協力します。

第14条 個人情報保護

業務上知り得た個人情報は法令に基づき適正に取り扱います。職員は秘密保持義務を負い、退職後も契約により秘密を保持します。他事業者へ情報提供する場合は文書による同意を得ま

す。

第 15 条 虐待防止措置

虐待防止責任者を設置し、職員への啓発・研修を実施します。

第 16 条 その他の運営事項

職員の資質向上のため、採用時研修（採用後 3 か月以内）と継続研修（年 2 回）を実施します。職員・設備・会計に関する記録は 5 年間保存し、支援提供記録も同様に保存します。その他の重要事項は学校法人呑龍愛育会と事業所管理者との協議により定めます。

附則

本規程は令和 8 年 4 月 1 日より施行します。